

魅力あふれる群馬の 未来を創生する政策要求

平成28年5月

群 馬 県

群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

人口減少がますます本格化し、今後も人口構成の大きな変化が見込まれる中、国では「総合戦略」を推進し、積極的に地方創生に取り組まれています。

本県においても、人口減少対策を土台として、「限りない可能性を大きくはばたかせ、群馬の未来を創生する」を基本理念として掲げ、第15次総合計画を策定いたしました。「地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり」、「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」、「恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり」という3つの基本目標のもと、安心して幸せを実感でき、将来にわたって住み続けたいくなるような「魅力あふれる群馬」を実現するため、県民や企業、市町村と連携しながら、オール群馬で各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。

今回の政策要求は、計画を推進し、群馬の未来を切り拓くため、特に課題となっている重要な事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、平成29年度の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県知事

大澤正明

目 次

■ 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり

- 1 障害者の自立のための環境整備の推進について 1
- 2 子ども・子育て支援新制度の推進について 3
- 3 今後の医師の確保及び偏在解消に向けての取組について 4
- 4 介護人材確保対策について 5
- 5 若者のU・Iターン就職及び男女ともに働きやすい職場づくりの推進について . . . 6

■ 誰もが安全で安心できる暮らしづくり

- 6 緊急防災・減災事業債の平成29年度以降の適用について 8
- 7 特殊詐欺対策について 9
- 8 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について . . . 10
- 9 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について 11

■ 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり

- 10 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について 12
- 11 TPP協定の発効に向けた対策について 13
- 12 「上野三碑」のユネスコ記憶遺産（世界記憶遺産）登録実現について . . . 15
- 13 林業の成長産業化による活力ある地域づくりについて 16
- 14 群馬県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除について 18
- 15 地域政策としての農業農村整備事業の推進について 19
- 16 外国人材の活用促進について 21
- 17 群馬の未来創生と国土強靱化に資する社会資本整備の推進について 23
- 18 八ッ場ダム及び上信自動車道の早期完成について 26

■ 群馬県総合計画を推進するために必要な事項

- 19 地方財政の充実・強化について 28

1 障害者の自立のための環境整備の推進について

〔厚生労働省、文部科学省、総務省〕

障害者総合支援法の改正が行われ、今後、これに伴う制度改正が予定されているが、障害者の地域生活を支援していくためには、総合的な施策の展開と安定した制度運営が求められる。

また、障害者が生涯にわたって自立していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。

については、障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 キャリア教育・職業教育を推進するため、特別支援学校で就労支援に当たる専任教員の定数配置を行うこと。
- 2 特別支援学校高等部の整備に対する財政的支援の充実を図ること。
- 3 障害者を雇用する中小企業等に対する財政的な支援等の拡充を図ること。
- 4 民間企業の障害者実雇用率について、都道府県における施策実施に資するよう、事業所所在地毎の集計結果を公表すること。

- 5 中小企業における障害者雇用を促進するため、共同出資による特例子会社を可能とするなど、雇用率算定の特例制度を拡充すること。
- 6 障害者就業・生活支援センターについて、支援対象者が年々増加していることから、就業支援担当者及び生活支援担当者の増員が図れるよう、更なる財源措置を講じること。
- 7 地域生活支援事業において、近年必須事業等が追加されるなど制度の拡充が図られていることから、それに見合った必要な財源措置を講じること。
- 8 障害者の地域移行を計画的に推進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策の充実を図ること。

(教育委員会)
(産業経済部)
(健康福祉部)

2 子ども・子育て支援新制度の推進について

〔内閣府、厚生労働省、文部科学省〕

子ども・子育て支援新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的としており、子育て環境の整備は、人口減少社会に対する取組においても主要な施策の一つである。

新制度において、「量の拡充」と「質の向上」を進めるためには1兆円超の予算が必要とされているが、消費税率の再引き上げが延期され、消費税増税による0.7兆円の財源確保が先送りとなっており、更に不足する0.3兆円超については財源確保の道筋が示されていない。

新制度の円滑な推進のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 新制度で予定されている施策の完全実施が早期に行われるよう、消費税増税分及びその他の0.3兆円超を含め、必要な財源を早急に確保すること。
- 2 保育士や放課後児童支援員の定着・確保を図るため、職員の給与改善及びキャリアアップをより一層推進すること。
- 3 保育所等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の改善について、実施時期を定め、早期の加算措置を講じること。
- 4 放課後児童クラブにおいて障害児を受け入れる場合に、一人増えるごとに段階的に補助金が増額される措置を講じること。

(子ども未来部)

3 今後の医師の確保及び偏在解消に向けての取組について

〔厚生労働省、文部科学省〕

医師数は増加しているものの、病院勤務医師の不足と地域間、診療科間の偏在が、依然として全国的に解消されておらず、若手医師の確保・定着や地域偏在及び診療科偏在の解消に向けて、有効な対策が求められている。

こうした中、国では「医療従事者の需給に関する検討会」及び「医師需給分科会」（以下「検討会等」という。）が設置され、医師の需給推計、偏在対策について平成28年内の取りまとめを目指して検討されている。また、この検討会等では、平成20年度、21年度の暫定的な医学部定員増が平成29年度に終了することから、この取扱いについても検討することとされている。

については、県民が安心して医療を受けられる体制の構築に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 医師の地域偏在、診療科偏在の解消に向けて、検討会等での議論を踏まえ、実効性のある対策を講じること。

特に、新たな専門医研修により地域偏在・診療科偏在がさらに拡大することのないよう、一般社団法人日本専門医機構と連携を図り、必要な措置を講じること。

- 2 医学部定員増の見直しについては、全国一律ではなく、地域の実情に応じた定員の確保が図られるよう配慮すること。

（健康福祉部）

4 介護人材確保対策について

〔厚生労働省〕

国が掲げる一億総活躍社会の実現に向けた介護離職の解消のため、必要な介護サービスの確保が求められており、在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化と併せ、介護人材の確保が大きな課題となっている。

国は、介護人材の追加確保及び介護者の負担軽減に資する生産性向上を重点的取組としているが、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 介護人材の確保のためには、賃金の改善が重要な対策の一つである。平成27年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算の充実が図られているが、処遇改善をベースアップではなく手当で行う事業者が多いなど、十分な効果が出ていないことから、助成金の新設や加算の追加など新たな対策を講じること。
- 2 介護者の負担軽減に資する生産性向上策の一つとして、平成28年度は、地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用した介護ロボット等導入支援特別事業が実施されているが、平成28年度限りとされていることから、平成29年度以降は、地域医療介護総合確保基金の要件を緩和するなど、先駆的な取組を行う事業者を支援する対策を強化すること。

(健康福祉部)

5 若者のU・Iターン就職及び男女ともに働きやすい職場づくりの推進について

〔厚生労働省、文部科学省〕

国・地方を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中、「地方への新しいひとの流れをつくる」取組が喫緊の課題となっている。

群馬県においては、県外の大学等に進学した学生のうち、就職する際に群馬に帰ってくる若者は半数にも満たない状況である。

この課題に対応するためには、若者のU・Iターン就職を促進していく必要があり、きめ細かな就労支援など、若者の雇用対策を積極的に進めることが重要である。

また、地方に魅力的な雇用の場を確保する上で、男女ともに仕事と家庭を両立しながら、地域で安心して働き続けられる職場環境の整備が必要である。

については、国においても、若者のU・Iターン就職及び男女ともに働きやすい職場環境の整備を後押しするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 県外に若者が流出している現状を打破するため、地方の企業が若者に対して魅力を発信する機会や、若者と地方の企業とのマッチングの場を数多く創出するなど、若者のU・Iターン就職を加速させる支援策を充実・強化すること。

- 2 学生が、地方でのインターンシップや就職活動に参加しやすくするため、インターンシップを大学等の単位に組み込むことや、就職面接会等への参加を「公欠」扱いなどとして検討することについて、全国の大学等に促すこと。
- 3 地方において若者の就職活動が活発に行われるよう、U・Iターン就職活動をする若者やそれらの若者を受け入れる地方の中小企業に対し、インターンシップや面接に要する費用を助成するなど、新たな支援策を講じること。
- 4 若者のU・Iターン就職を促進するため、県と労働局（ハローワーク）との連携がより進むよう十分な配慮を行うこと。
- 5 きめ細かな就労支援を実現するため、若者の就職を支援するワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）に対する運営支援など、若者雇用対策を充実すること。
- 6 男女ともに育児や介護中であっても継続就業できるよう、短時間勤務や在宅勤務、テレワークなど多様で柔軟な働き方とその支援策について周知徹底を図り、企業に対して積極的な取組を促すこと。

(産業経済部)

6 緊急防災・減災事業債の平成29年度以降の適用について

〔総務省、消防庁〕

総務省は緊急防災・減災事業債について期限を平成28年度までとし、平成29年度以降の取り扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討するとの見解を示しているが、県内には、耐震基準を満たしていない庁舎等を有する市町村が複数あり、公共施設及び公用施設の耐震化等について、災害時の拠点施設としての整備に向け継続して取り組んでいく必要がある。

また、県内市町村では、防災行政無線のデジタル化など、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりのため、今後も継続して大規模かつ長期にわたる事業に取り組んでいくこととしている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 公共及び公用施設の耐震化や防災行政無線のデジタル化は、市町村にとって財政負担が極めて大きいこと、相応な整備期間が必要であることから、緊急防災・減災事業債による措置を恒久化し、安定した財政措置を講じること。

(総務部)

7 特殊詐欺対策について

〔警察庁、消費者庁〕

平成27年に発生した振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、全国で被害件数13,828件、被害総額約477億円となり、被害総額は平成26年より減少したものの、いずれも依然として高水準にある。

特殊詐欺は全国的に発生しており、都道府県をまたがった犯行が多いことから、全国的に統一した対策を取ることが重要である。

このため、関係省庁間で緊密な連携を取った上で、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 被害者の大部分を占める高齢者に向けた、特殊詐欺への抵抗力をかん養・強化する啓発を、あらゆる広報媒体を活用して強化・拡充すること。
- 2 今後も国と地方自治体が一体となって各々の役割を継続的に担っていくため、安定的な財政支援を行うこと。

(生活文化スポーツ部)

8 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

〔内閣府、内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省〕

重度心身障害者、子ども、母子家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものであるが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されている。

群馬県においても、市町村と連携し、重度心身障害者や母子家庭等に助成するほか、中学卒業までの子どもの医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果をあげている。

一方、国ではこのような医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体による障害者等の支援や子育て環境づくりの取組を阻害している。

今春、取りまとめられた国の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の議論では、削減措置について「早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた」とされたが、福祉医療費助成制度の創設の方向性等は示されていない状況である。また、重度心身障害者や母子家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もなされていない。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 重度心身障害者、子ども、母子家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療費助成制度を早急に創設すること。
- 2 「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」における意見を踏まえた国民健康保険国庫負担金等の削減措置の廃止はもちろん、重度心身障害者や母子家庭等に係る医療費助成に対する削減措置についても同様に廃止すること。

(健康福祉部)

9 災害時の福祉的支援の広域ネットワーク構築について

〔厚生労働省、内閣府〕

未曾有の大災害となった東日本大震災では、災害時における多くの課題が浮き彫りとなり、特に、高齢者や障害者のように配慮を必要とする方々に対する支援については、2次的被害を防ぐために、福祉の機能を確保することの重要性が明らかとなった。

国からは、平成24年12月に開催された「災害時における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークの構築」に関する説明会において、まず都道府県単位での取り組みを進めて欲しい旨の依頼があり、それを受けて各都道府県においては、東日本大震災時に行った施設の相互応援や福祉専門職の派遣等の経験を踏まえ、支援ネットワークの構築を検討しているところである。

しかしながら、大規模災害時には都道府県の枠を超えた支援が必要となることから、その活動を効果的、効率的に実施するためには、広域的な調整機能や、支援の実施内容、手順などの全国的な共通化が不可欠である。

については、災害時における広域的な福祉的支援体制の強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 災害時における施設間の相互支援（施設利用者の受入、職員派遣）の広域的な実施にあたっては、国において都道府県の窓口と一元的な調整が行われる仕組を創設すること。
- 2 避難所等で福祉的ニーズの把握等を行う福祉専門職の派遣チームについては、費用負担のあり方も含めた制度的な位置付けを明確にした上で、国において活動要領を作成し、養成研修の実施など、チーム創設に向けた取組を進めること。

（健康福祉部）

10 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

〔文化庁〕

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産である。

世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 構成資産の保存修理について、優先的に予算を確保するとともに、既存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じること。
- 2 世界遺産の構成資産及び緩衝地帯について、一体的な保全に関する新たな法律を制定するとともに、それらの保全管理に係る財政的支援を検討すること。

(企画部)

11 TPP協定の発効に向けた対策について

〔内閣官房、外務省、農林水産省、経済産業省〕

TPP協定は、発効に向けて各国が手続きを進めているところであり、国においては、国内のあらゆる産業への影響の大きさに鑑み、国内産業が持続的に成長しつづけるための丁寧な対策を求めるところである。

国は、農林水産業の成長産業化や国内産業の海外展開・事業拡大を進める上で必要な政策を本年秋を目途に検討するとしているが、地方においては、産業の将来についての不安や、国内の制度が変更を迫られるのではないかとの懸念があることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 国内産業のあるべき姿や進むべき将来像とその実現のための方策を、国の責任において明確に示すとともに、あらゆる機会を通じて、国民生活や国内産業・地域経済に及ぼす影響について、分かりやすい説明を行い、国民の不安の払拭に努め、TPPの効果を取り込むための支援を行うこと。
- 2 今秋を目途に取りまとめる国内対策のうち、特に、「農業の成長産業化を一層進めるための戦略」については、意欲ある担い手が、足腰の強い農業経営へと体質強化を図る取組をしっかりと後押しするとともに、地域農業の多様な実情に目を向け、中山間地域等に十分配慮したものとすること。

3 関税の撤廃など協定の影響は長期に及ぶことから、国においては継続的に影響の内容や程度を注視し、対策の効果を検証するなど、必要な財源の確保を含め、長期的な視点に立った対策を講じること。

4 また、国民皆保険や食の安全の維持、I S D条項など、国民の間に懸念がある事項については、協定の内容や我が国の国益を損なわないために確保した措置について分かりやすく説明し、懸念の払拭に努めること。

(企画部)

(農政部)

(産業経済部)

こうずけさんび
12 「上野三碑」のユネスコ記憶遺産（世界記憶遺産）
登録実現について

〔文部科学省〕

やまのうえひ たごひ かないざわひ
山上碑、多胡碑、金井沢碑の「上野三碑」は、東アジアにおける文化の受容状況を示すものとしてその世界的な重要性が認められ、平成27年9月に日本ユネスコ国内委員会において、世界記憶遺産の国内候補に決定された。

上野三碑は、いずれも国の特別史跡に指定されているが、文化財保護法に基づく支援があるのみであり、また、世界記憶遺産を対象とする特段の支援はないのが現状である。

については、世界記憶遺産への登録やその後の保存管理等に関して、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 世界記憶遺産の国内候補が、ユネスコにおいて順調に審査され、平成29年（2017年）に登録されるよう、政府としても申請者に対する助言、関係機関等への働きかけなど、必要な措置を行うこと。
- 2 日本における世界記憶遺産の保存管理や活用、普及啓発について、財政的援助も含め、積極的な支援を行うこと。

（生活文化スポーツ部）

13 林業の成長産業化による活力ある地域づくりについて

〔農林水産省〕

人口減少対策が喫緊の課題となる中、林業の成長産業化は地方創生の重要な柱の一つと考えている。

群馬県では、戦後に造成された人工林が本格的な収穫期を迎えており、この豊富な森林資源を低質材も含め無駄なく循環的に利用して、川上の素材生産から、川中の加工・流通、川下の木材利用に至る取組を一体的に発展させ、林業の成長産業化を実現するとともに、雇用の創出や若者の定着を図り、活力ある地域を創生していきたいと考えている。

林業の成長産業化には、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かした取組を支援するための安定的かつ十分な財源が必要である。また、森林資源の利用及び森林を支える地域を災害から守るための基盤整備等が不可欠である。

国においては、人口減少が深刻さを増す中で、地方が希望と意欲を持って取り組む対策が計画的かつ十分に実施できるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 林業の成長産業化に向けて、地域における路網整備、高性能林業機械の導入、適正な間伐の実施、木質バイオマス利用、主伐・再造林の推進等の取組を進めるために必要な予算を安定的かつ十分に確保すること。

また、「次世代林業基盤づくり交付金」については、素材生産量が少ない事業体や、搬出間伐材積の増加に努力している事業体に配慮し、林業の地域特性に応じた柔軟な運用を可能とすること。

2 林道及び治山施設等は、森林資源の利活用や森林を支える山村地域の安全・安心な暮らしを守るために重要な基盤である。これらの基盤整備が着実に進められるよう、必要な公共事業予算を安定的かつ十分に確保すること。

(環境森林部)

14 群馬県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除について

〔農林水産省・厚生労働省〕

国では、農業の競争力強化に向けた「攻めの農林水産業の展開」の一環としてオールジャパンで輸出に取り組み、平成32年の輸出額目標1兆円を前倒しして達成するため、各種施策を講じる方針である。本県でも、「群馬県農業農村振興計画」や「第2次群馬県国際戦略」において、「農畜産物等の販路拡大」を位置付けて積極的に推進していくこととしている。

しかしながら、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故による本県産農畜産物等に対する諸外国の輸入規制は、今も継続されたままであり、海外への販路拡大の障壁となっている。

さらに、平成27年3月下旬に台湾で発覚した食品の産地偽造問題が発端となり、同年5月からは台湾における輸入規制が強化されたところであり、現在も継続されたままである。このことは、これまで求めてきた規制緩和に逆行する動きであり、他国における規制への影響も懸念される。

以上のことから、本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期解除に向け、政府間交渉の取組を一層強化すること。

(農政部)

15 地域政策としての農業農村整備事業の推進について

〔農林水産省〕

国では、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、産業政策と地域政策を車の両輪として、「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出に向け取り組むこととしているが、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算における農業農村整備事業は、農地の大区画化・汎用化等を推進する産業政策としての「強い農業」に重点化が図られ、地域政策としての「美しく活力ある農村」の創出に関する事業については、予算額が大きく削減されている。

この結果、農業農村整備事業に係る本県への予算配分は、平成27年度に引き続き厳しいものとなっている。地域の農業・農村を守るきめ細やかな農業生産基盤整備への影響が大きく、県当初予算に対する配分額は平成27年度以上に大きく不足し、農村の振興を図るべく事業を推進している地元関係者及び地方自治体の困惑は深刻なものとなっている。

本県では、平坦地から高冷地までの標高差を活かした、多様で特色のある農業を展開しており、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化、飼料用米の作付け拡大など、農業構造改革についても積極的に推進している。このような中、地域政策として行う農地の維持や農村環境の保全対策及び地域に即した農業生産基盤整備は、持続可能な元気で魅力あふれる農業・農村を実現していくうえで特に重要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 農業農村整備事業を計画的に実施するため、関連する予算について、平成28年度の早期補正予算の確保並びに平成29年度における必要な予算額を確保すること。

- 2 特に「多面的機能支払交付金」とともに、きめ細やかな生産基盤整備を実施する「農業基盤整備促進事業」及び「農地耕作条件改善事業」の予算について、地域の要望に応える安定した予算額を確保すること。

(農政部)

16 外国人材の活用促進について

〔法務省、厚生労働省〕

少子高齢化が急速に進む中、労働力不足は地域経済の活力を維持する上でも重要な課題である。このため、若者・女性・高齢者など全ての人が意欲と能力に応じ働くことができるよう環境整備や就業支援を行っているが、安定的・持続的な経済成長を達成していくためには、人材確保に係る施策は喫緊の課題となっている。

こうした中、国では、日本経済の活性化と、国際競争力を高めていくために、優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込む施策として、高度人材や留学生が積極的に活躍してもらえるよう、専門的・技術的分野における外国人材や経済連携協定に基づく外国人の活躍促進に向けた施策を講じている。

本県においても、製造業を中心に多くの外国人が就業し、現場を支える重要な人材として活躍しており、外国人材の活用は、地域の活性化や企業の経営力強化につながるため、企業、団体等、産業界から要望の高い取組である。

については、国において次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「日本再興戦略」改訂2014及び改訂2015に掲げられた外国人材活用に関する各法案の早期成立と円滑な施行を図るとともに、技能実習制度の拡充など、関連する制度等を設計・整備し、早期に運用を開始すること。

2 外国人材の活用にあたっては、法律に基づき外国人労働者の管理が適正に行われるよう、制度の周知や管理指導体制を徹底すること。

3 中長期的な外国人材受入のあり方については、少子高齢化が進展し、労働力不足が懸念される現状を踏まえ、早期に検討を開始すること。

(産業経済部)

17 群馬の未来創生と国土強靱化に資する社会資本整備の 推進について

〔内閣府、内閣官房、国土交通省、総務省〕

人口減少を克服し、暮らし始め、住み続け、家族を増やしたくなる「魅力あふれる群馬」の実現に向け、経済の活性化や人・モノ・情報の対流を県土全域に波及させるとともに、県民生活の利便性や快適性の向上を図るため、交通ネットワークの整備・強化、多様性に富んだ地域資源の活用による観光振興、新たな拠点の形成などを計画的に推進しなければならない。

また、昨年9月の関東・東北豪雨をはじめ、近年、局地化、集中化、激甚化する水害・土砂災害や、浅間山、草津白根山などの火山活動等に備えるため、防災・減災対策を着実に推進し、災害リスクを低減させ、県民生活の安全・安心を確保するとともに、企業の事業継続性の確保や生産性の向上を図る必要がある。

同時に、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策、今後想定される大規模地震等に備えた体制整備や強靱な県土づくりが重要である。

こうした、群馬の未来創生と国土強靱化を実現するためには、計画的かつ着実な社会資本整備の推進が不可欠であり、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 地方創生と国土強靱化に資する社会資本整備を計画的かつ着実に進めるため、十分な予算を安定的・継続的に確保すること。

- 2 地方創生に資する社会資本や対流拠点となる施設等の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金などの既存の交付金制度や地方債について、対象の拡大、要件の緩和、支援内容の充実等により、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう拡充すること。
- 3 群馬の高い拠点性を活かせるよう、県が進める、県内の高速交通網を補完する「7つの交通軸」の整備・強化を推進すること。
- 4 関東・東北豪雨をはじめ、近年、局地化、集中化、激甚化する災害などを教訓に、災害に備えるインフラの長寿命化や耐震化、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた道路防災対策、治水・利水対策及び土砂災害対策を推進すること。

【直轄道路事業】

- ・ 一般国道17号上武道路、綾戸バイパス、三国防災
- ・ 一般国道50号前橋笠懸道路
- ・ 上信自動車道（渋川西バイパス）など

【群馬県道路事業】

- ・ 上信自動車道（八ッ場バイパス、金井バイパス、川島バイパス、祖母島箱島バイパス、吾妻西バイパス、吾妻東バイパス）など
- ・ 東毛広域幹線道路
- ・ 西毛広域幹線道路

- ・道路防災施設の整備、既存施設の強靱化と計画的維持修繕など
- ・通学路の歩道整備、市街地の無電柱化など

【直轄河川・砂防事業】

- ・ハッ場ダム
- ・利根川、^{からす}烏川、^{わたらせ}渡良瀬川河川改修
- ・浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防など

【群馬県河川・砂防等事業】

- ・河川整備計画に基づく河川改修
- ・災害時要配慮者関連施設等を保全する土砂災害対策施設整備
- ・長寿命化計画に基づく点検・維持修繕、公共施設の耐震化 など

【対流拠点形成事業】

- ・コンベンション施設
- ・道の駅 など

(県土整備部)
(総務部)
(企画部)

18 ハツ場ダム及び上信自動車道の早期完成について

〔国土交通省〕

今日、地球温暖化の影響による気候変動をはじめとする災害リスクの高まりが懸念されている中、国は国土強靱化に向けた防災・減災対策の取組を推進している。

本県においても、県内で大きな流域を有しているにもかかわらず、洪水調節する国等の管理する大規模なダムのない吾妻川にハツ場ダムを建設し、洪水に対する安全、そして水資源の安定確保を図ることは、群馬県のみならず、下流都県の安全・安心にとっても必要不可欠であり、国土強靱化の取組の一環に他ならない。

ハツ場ダム本体建設工事は、昨年1月に基礎掘削が開始され、今年6月頃には本体コンクリートの打設開始が予定されており、工事が本格化してきているところである。

しかし、平成25年に工期が平成27年度から平成31年度までに4年間延期されるなど、これまで幾度となく工期が延期されてきた経緯がある。

については、これまでダム事業に翻弄されてきた地元住民の方々や関係者がこれ以上、将来の不安や不便な生活に苦しむことがないように、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 ダム本体について、コスト縮減の徹底を期した上で、最大限工期短縮に努力して、一日も早くダムを完成させること。

2 地域活性化のため、生活再建事業について、地元の意向を尊重するとともに早期に完成させること。

3 特に上信自動車道は、八ッ場ダムの地元住民の生活再建はもとより、吾妻地域の観光、産業、物流及び救急医療などに寄与する極めて重要な幹線道路であるため、早期完成に向け予算の重点的な配分をすること。

(県土整備部)

19 地方財政の充実・強化について

〔財務省、総務省〕

アベノミクスによるデフレ脱却と経済再生に向けた取組により、企業の生産活動や雇用情勢が改善するなど日本経済は緩やかな回復基調が続いているものの、将来にわたって経済を発展させていくためには人口減少社会への対応が必要であり、引き続き国と地方が連携・協力して、地域経済の活性化など地方創生の推進に取り組む必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれており、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっている。

については、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 平成29年度の地方財政計画策定に当たっては、地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げた上で、地方交付税総額を確保すること。

また、普通交付税の算定に用いるトップランナー方式については、財源調整機能、財源保障機能という地方交付税本来の目的を踏まえた上で慎重に運用すること。

2 地方が担うべき役割に見合った、地方税の充実・強化を図ること。

また、その際には、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系となるようにすること。

- 3 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、そのあり方を全面的に見直すこと。
- 4 事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財源措置を講じること。
- 5 地方財政に関わる国の政策については、引き続き「国と地方の協議の場」などを通じて、地方の意見を十分反映させること。

(総務部)